

熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度要綱運用規程

制定 令和5年 3月29日市長決裁
改正 令和5年 4月19日商業金融課長決裁
令和7年 3月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業補助金活用支援資金融資制度は、市内中小企業者の生産性向上や賃金引上げに資する取組を支援するため、国や地方自治体等から補助金の交付決定又は事業計画の認定を受けた事業者に対し、必要な資金の円滑な融資を図ることを目的とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件の他、次の各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

(1) 次のア、イいずれかに該当する中小企業者であること。

ア 融資申込年度の4月1日以降に国又は地方自治体等から生産性向上や賃金引上げを目的とする補助金の交付決定を受けた中小企業者

イ 融資申込年度の4月1日以降に法律に基づき作成した生産性向上や賃金引上げを目的とする事業計画の認定を受けた中小企業者

(2) 市内に1年以上住所を有し、かつ1年以上事業を営んでいること。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 次のア、イいずれかに該当する運転資金及び設備資金

ア 補助金交付までのつなぎ資金又は補助金交付分以外で補助事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（補助金に関する交付決定通知書及び申請書類の写しを提出すること）

イ 事業計画実施に必要な運転資金及び設備資金（事業計画に関する認定（承認）通知書及び申請書類の写しを提出すること）

(2) 融資限度額 1事業者につき2,000万円以内

(3) 融資期間 一括返済の場合 1年以内とする。
元金均等返済の場合 7年以内とする。

(4) 口数 制限なし

(5) 融資利率 返済期間3年以内の場合 固定 年利1.70パーセント以内
返済期間5年以内の場合 固定 年利1.80パーセント以内
返済期間7年以内の場合 固定 年利1.90パーセント以内

(6) 返済方法 元金均等返済又は一括返済

(7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）

(8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。

(9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

(10) 担保 原則として徴求しない。

2 取扱期間は、令和7年4月1日から令和7年12月28日までに保証協会に保証申込をし、令和8年3月31日までに融資実行された分までとする。

(融資制度の決済)

第5条 本制度による債務残の決済は認めない。

(申込書等)

第6条 本制度の申込時に必要な書類は、要綱別表2に掲げる提出書類の他、次の各号に定めるものとする。

(1) 補助金に関する交付決定通知書又は事業計画に関する認定（承認）通知書

(2) 補助金又は事業計画に関する申請書類の写し

(市の必要書類)

第7条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書(様式第1号(共通))
 - (2) 信用保証委託申込書の写し
 - (3) 申込人(企業)概要の写し
 - (4) 信用保証依頼書の写し
 - (5) 法人 保証人等明細の写し
 - (6) 補助金に関する交付決定通知書の写し又は事業計画に関する認定(承認)通知書の写し
 - (7) 補助金又は事業計画に関する申請書類の写し
- (その他)

第8条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の熊本市中小企業補助金活用支援資金融資保証制度実施要領による。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この運用規程は、令和7年4月1日から施行する。